

揖斐川町「小さな一歩」応援事業

令和7年度 募集要項



令和7年4月
揖斐川町



1. 事業趣旨

みんなでつくる「小さな一歩」応援事業とは、揖斐川町の住民がいつまでも健康で幸せに暮らし続けるための自発的な地域づくり、コミュニティの醸成、次の世代につなぐ人づくりを目的として、「自然健幸のまち いびがわ」を目指す事業を公募し、応募のあった事業を審査し、町が補助金を交付する制度です。

当該事業を通じて、多くの町民に各団体の地域づくり・人づくり活動に興味をもっていただき、その活動が揖斐川町全体に波及することを期待しています。

2. 事業募集プラン

令和7年度（補助金交付決定日～令和8年3月31日まで）に行う、以下の要件のいずれかに該当する事業とします。

【一般事業】

- (1) 町の特性、歴史および地域資源を活用したまちづくり事業
- (2) まちづくりを担う人材を育成する事業
- (3) 地域コミュニティを育成する事業
- (4) 地域の課題を自分たちで解決するための事業
- (5) その他、次世代につなぐ時間軸の長い事業

ただし、以下のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 政治活動および宗教活動目的で実施される事業
- (2) 特定の個人又は団体の営利を目的として実施される事業
- (3) 町の他の補助金の交付対象事業となるもの
- (4) 事業実施において、申請者の実質的な活動実態のない事業
- (5) その他、町長が適当でないと認める事業

【地域づくり特別事業】

- (1) 地域現状把握のために実施する調査事業
- (2) 課題解決のために実施する事業
- (3) 地域資源の活用のために実施する事業
- (4) その他地域振興に係る事業で町長が必要と認めるもの

ただし、以下のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 政治活動および宗教活動目的で実施される事業
- (2) 特定の個人又は団体の営利を目的として実施される事業
- (3) 町の他の補助金の交付対象事業となるもの
- (4) 事業実施において、申請者の実質的な活動実態のない事業
- (5) その他、町長が適当でないと認める事業

3. 対象者

【一般事業】

主たる活動の場及び事務所が町内にあり、3人以上の町民を含む会員で組織され、かつ、補助対象となり得る活動を概ね6箇月以上取り組んでいると認められる団体を対象とします。

【地域づくり特別事業】

揖斐川町地域協議会又は、関係地域の状況により設置した地域協議会に代わる地域づくり組織を対象とします。

ただし、どちらの事業についても以下のいずれかに該当する団体は対象外とします。

- (1) 規約等が整備されていない団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- (3) 暴力団や暴力団員の統制下にある団体

4. 申請方法

(1) 申請期間

随時受付 ただし、原則事業実施の2か月前までに申請をすること
予算の範囲内での交付となります。

(2) 提出先

〒501-0692 揖斐川町三輪133
揖斐川町役場 総務部 政策広報課 宛て

(3) 申請書類の提出

以下の書類に必要事項を記載の上、上記提出先まで郵送又は持参してください。

ア 「小さな一歩」応援事業補助金交付申請書

(一般事業においては別紙1)(地域づくり特別事業においては別紙2)

イ 「小さな一歩」応援事業補助金実施計画書(別紙3)

ウ 「小さな一歩」応援事業補助金収支予算書(別紙4)

エ 地域ビジョン(地域づくり特別事業のみ)

オ これまでの活動記録書(別紙5)

(4) 申請の注意事項

ア 提出された申請書類一式は返却しません。

イ 申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

ウ 同一の関連した事業について、一般事業においては継続して2年、地域づくり特別事業においては継続して3年まで申請が可能。

5. 補助内容

- (1) 補助対象事業 審査により補助を決定した事業
- (2) 補助対象者 補助対象事業の申請団体
- (3) 補助対象経費 補助対象事業の実施に係る経費で、以下の表に該当するもの。

費 目	内 容
報償費	・ 講師謝礼など、関係者以外の助言や協力に対する謝金 ・ 資料の整理や作成、集計作業などのための作業補助者及び専門性を有する内容等に対する謝金
旅 費	・ 視察、調査、研修等のための旅費
消耗品費	・ 一般事務用文具、機材、部品などの消耗品費
印刷製本費	・ 資料作成費、報告書等の印刷費
通信費・手数料・保険料	・ 郵便費等の必要な通信費 ・ 申請、手続き、役務の提供にかかる手数料経費 ・ 事業にかかる保険料
使用料	・ 会議など事業実施のための会場使用料等
その他諸経費	・ 上記の項目に該当しない経費で、事業遂行上適当と認められる経費

※ 次の経費は補助対象費から除きます。

- ア 補助対象者の経常的な管理運営費
- イ 備品購入費
- ウ 補助対象者自らの飲食にかかる経費
- エ 団体の構成員に対する経費（謝礼等）
- オ 施設の改修、修繕等の経費
- カ 宗教性を有する活動にかかる経費
- キ 政治活動にかかる経費
- ク 参加者等からの費用弁償でまかなわれている経費
- ケ その他本事業に適さないと認められる経費

(4) 補助額 審査の結果により、以下のようになります。

【一般事業】

審査により補助を決定した事業

助成率 10 / 10 以内

助成金 上限 20 万円

【地域づくり特別事業】

審査により補助を決定した事業

助成率 1 / 2 以内

助成金 上限 50 万円

6. 選考方法

(1) 事業の申請受付

揖斐川町において、事業の内容が募集要項に準じているか、書類の不備等について確認を行います。

募集要項に準じていない事業の場合は、受付できない可能性があります。

(2) 審査

後述の(3) 審査基準に準じて、審査を行います。

募集要項や審査基準に該当しない事業は不合格となります。

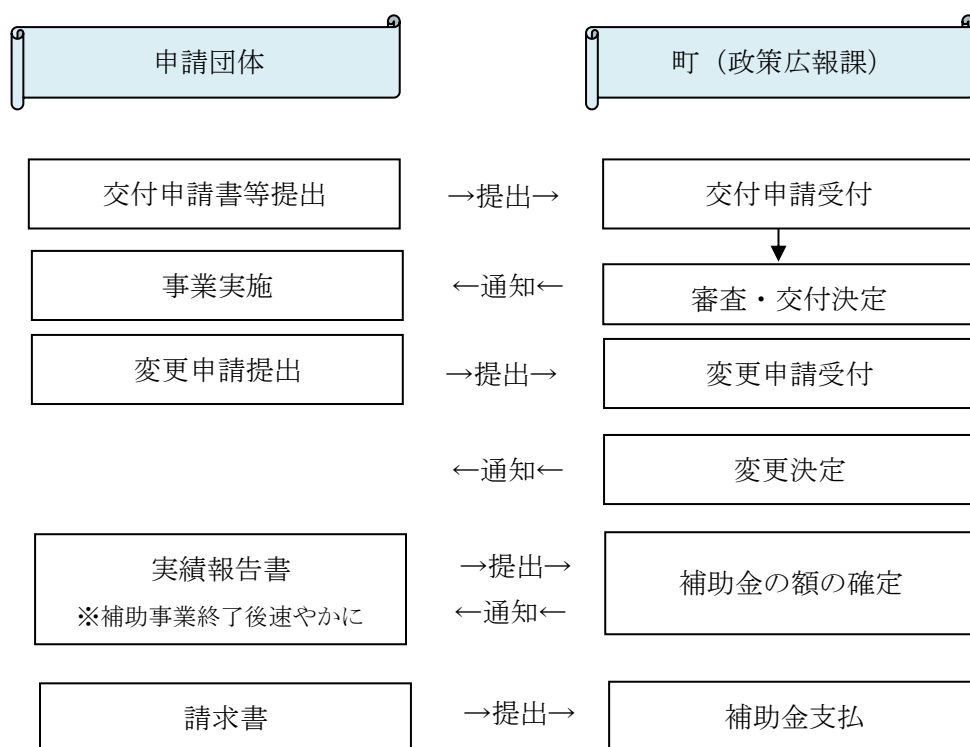
(3) 審査基準

審査項目	審査のポイント
適 格 性	補助対象事業の要件をすべて満たしているか。
新規・継続	新規（事業）の申請か。
改 善 性	継続の場合、前回の内容から改善がされているか。
実 効 性	地域の魅力や元気の向上が見込まれるか。
地 域 性	地域ならではの特色がある取り組みか。
連 携 性	地域住民との連携がある取り組みか。
創 造 性	夢のある取り組みか。

7. その他

- (1) 「小さな一歩」応援事業を受けて実施する場合は、「揖斐川町「小さな一歩」応援事業補助金交付要綱」を順守してください。
- (2) 事業内容について、揖斐川町のホームページ、広報等に掲載します。
- (3) 申請事業において公民館等の公共施設を使用する場合は、別途、各自で責任をもって予約を行ってください。

8. 事業の流れ



※地域づくり特別事業申請団体においては、補助事業実施の翌年度以降3箇年は、団体の事業報告書、決算報告書等の資料を毎年度事業終了後2箇月以内に町長に提出すること。

9. 問合せ先

問合せや各書類の提出先は次のとおりです。

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133

揖斐川町役場 総務部 政策広報課

電話 0585-22-2112 FAX 0585-22-4496